符号 B_n に準ずるものとする。

K_{14} ＝ 0.006

K_{15} ＝ 0.010

K_{16} ＝ 0.005

K_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.020

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

L_n　沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

M_{14} ＝ 0.057

M_{15} ＝ 0.017

M_{16} ＝ 0.009

M_{17} ＝ 0.000

M_{18} ＝ 0.000

M_{19} ＝ 0.075

M_{20} ＝ 0.05366

M_{21} ＝ 0.05606

M_{22} ＝ 0.05640

M_{23} ＝ 0.05653

M_{24} ＝ 0.058

M_{25} ＝ 0.059

M_{26} ＝ 0.058

M_{27} ＝ 0.056

M_{28} ＝ 0.0557

M_{29} ＝ 0.0454

M_{30} ＝ 0.04559

$M_{令元}$ ＝ 0.00119

$M_{令2}$ ＝ 0.00195

$M_{令3}$ ＝ 0.00278

N_n　沖縄北部特別振興対策に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については符号 B_n に準ずるもの

符号 B_n に準ずるものとする。

M_{14} ＝ 0.006

M_{15} ＝ 0.010

M_{16} ＝ 0.005

M_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.020

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

N_n　沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

O_{13} ＝ 0.061

O_{14} ＝ 0.057

O_{15} ＝ 0.017

O_{16} ＝ 0.009

O_{17} ＝ 0.000

O_{18} ＝ 0.075

O_{19} ＝ 0.075

O_{20} ＝ 0.05377

O_{21} ＝ 0.05612

O_{22} ＝ 0.05648

O_{23} ＝ 0.060

O_{24} ＝ 0.059

O_{25} ＝ 0.059

O_{26} ＝ 0.058

O_{27} ＝ 0.056

O_{28} ＝ 0.0461

O_{29} ＝ 0.0455

O_{30} ＝ 0.00178

$O_{令元}$ ＝ 0.00119

$O_{令2}$ ＝ 0.00195

P_n　沖縄北部特別振興対策に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については符号 B_n に準ずるもの